

那覇市公金管理運用方針

平成17年4月のペイオフ完全解禁以降、地方公共団体の公金預金についても、決済用預金を除いて、一般預金者と同様に保護の対象外となり、リスク管理の必要性がさらに高まった。

また、その後、国内外の金融環境は大きく変化し、公金の管理運用については、一層の創意工夫が求められるようになった。

このため、本市の公金の管理運用においては、本市が置かれた状況に最も適した形で、公金の安全性及び流動性の確保を前提としつつ、より柔軟に可能な限り運用の効率性を高められるように公金管理運用方針を策定する。

1 公金管理運用の基本原則

公金の管理運用に当たっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 安全性の確保

金融環境が大きく変わり、確実性の担保がなくなることを踏まえ、公金の管理に当たっては、資金元本が損なわれないよう、安全性の確保を優先し、経営の安全な金融機関への預託、安全性を重視した金融商品の選択を行う。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要な資金を適切に確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保しておく。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性の確保を図った上で、金融環境の変化に適切に対応し、効率性についても十分考慮して、運用収益の増大を図るよう努める。

2 公金管理運用の対応策

公金の管理運用に当たっては、安全な金融機関を選択することを基本とし、さらに、より効率的な金融商品を選択することによって、地方自治法第235条の4第1項（普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。）の趣旨を実現する。なお、金融機関や金融商品の選択に当たっては、次に掲げるもののほか、別に定める「那覇市公金管理運用基準」及び「那覇市債券運用要綱」によるものとする。

(1) 安全な金融機関の選択

金融機関の選択にあたっては、取引している金融機関の経営状況把握のため、以下の点に留意する。

ア 金融機関の経営状況を的確に把握するため、金融機関の決算書やディスクロージャー等の資料収集、あるいは直接ヒアリングすることなどのほか、関係機関や他市との連携等、あらゆる機会をとらえて情報収集を行い、健全性、収益性、流動性の3側面から分析し、預金量の推移、格付情報などにも着目しつつ、それぞれの経営指標により半期ごとに評価を行う。

イ 通常は、注意シグナル指標である金融機関の株価の動向を日常的に監視するとともに、四半期情報開示や格付機関による格付情報などにも着目する。

(2) 安全で効率的な金融商品の選択

公金は種類によって運用方法や運用期間が異なるため、運用に即した安全で効率的な金融商品を選択する。

ア 歳計・歳計外現金

支払準備金は、決済用預金又は普通預金に預託する。

支払準備金を超える余裕資金については、その超える金額及び期間の範囲内において、決済用預金以外の金融商品により運用する。

イ 公営企業会計資金

支払準備金は、決済用預金又は普通預金に預託する。

支払準備金を超える余裕資金については、預貯金及び信用性の高い債券（国債・地方債等）で運用することができる。

ウ 基金

基金は原則として金融機関への預貯金により管理運用する。また、長期運用が可能なものについては、資金計画を策定した上で、定期性預貯金又は信用性の高い債券（国債・地方債等）で運用する。なお、財政負担の軽減と預金債権の縮小を図るため、土地開発公社への貸付及び歳計現金への繰替運用を図る。

(3) 制度融資についての対策

制度融資に係る資金の管理・運用は、次のとおりとする。

ア 小口資金については、融資実績に基づき、取扱金融機関への定期預金により直接預託し、借入金との相殺により保全することを原則とする。

イ 漁業振興資金については、決済用預金により預託することを原則とする。

(4) 市債の借入れ

各金融機関からの借入割合は、本市の預金債権の預託先金融機関への預託割合を勘案して定めることとする。

(5) 土地開発公社の借入れ

土地開発公社が各金融機関から借入れを行う場合におけるその借入割合は、本市の預金債権の預託先金融機関への預託割合を勘案して調整するものとする。

3 公金管理運用体制の確立

公金の管理運用対応策を実行するため、公金管理体制の整備を図ることとする。

(1) 金融情報の収集や把握のため、職員研修を充実し職員の知識向上と人材の育成を図る。

(2) 金融機関の経営状況の把握等、より専門的で高度な判断を要する場面での対応のため、必要に応じて外部の専門家や専門機関の活用を図る。

(3) 公金の安全性、流動性及び効率性を考慮した運用を行うため、毎年度、歳計現金、歳計外現金、公営企業会計資金及び基金の保管・運用計画を策定する。

(4) 金融機関や金融商品の選択など公金管理計画の策定、公金管理運用方針や運用基準の継続的な検証、さらには金融機関に破綻リスクが生じたときの対応

策等、公金管理に関する協議機関として、「那覇市公金管理委員会」を設置する。

4 金融機関の破綻に備えた公金保護策

公金の管理運用に当たっては、万が一の事態に備え、さらに次のような方策を講じることとする。

(1) 借入金との相殺

金融機関が破綻した場合に全額保護されない預貯金については、預託先金融機関ごとに市債と本市の那覇市土地開発公社に対する保証債務の合計（以下「相殺枠」という。）との相殺により保全するため、原則として、相殺枠を有する金融機関に、その相殺枠の範囲内で預貯金するものとする。

(2) 預貯金の分散

預託金融機関を分散し、預金額及び預託期間の調整を行う。

(3) 預託の連携

出納室、上下水道局、制度融資資金担当課で連絡を密にし、常に金融機関別の預金残高を把握して、預金残高が相殺枠の範囲を超えないように努めるものとする。

(4) 預託の名寄せ

必要に応じて、預託先金融機関ごとに那覇市の預託データの名寄せ状況を確認するものとする。

5 指定金融機関への預貯金

指定金融機関については、業務コストを考慮して預貯金を行うものとする。

6 運用方針の見直し

本方針については、金融情勢その他の状況の変化に応じ、継続的に見直しを行うものとする。

付 則

この方針は、平成16年8月17日から施行する。

付 則

この方針は、平成18年5月8日から施行する。

付 則

この方針は、平成18年9月29日から施行する。

付 則

この方針は、平成20年11月14日から施行する。

付 則

この方針は、平成27年12月28日から施行する。